

東三河都市計画臨港地区の変更（愛知県決定）

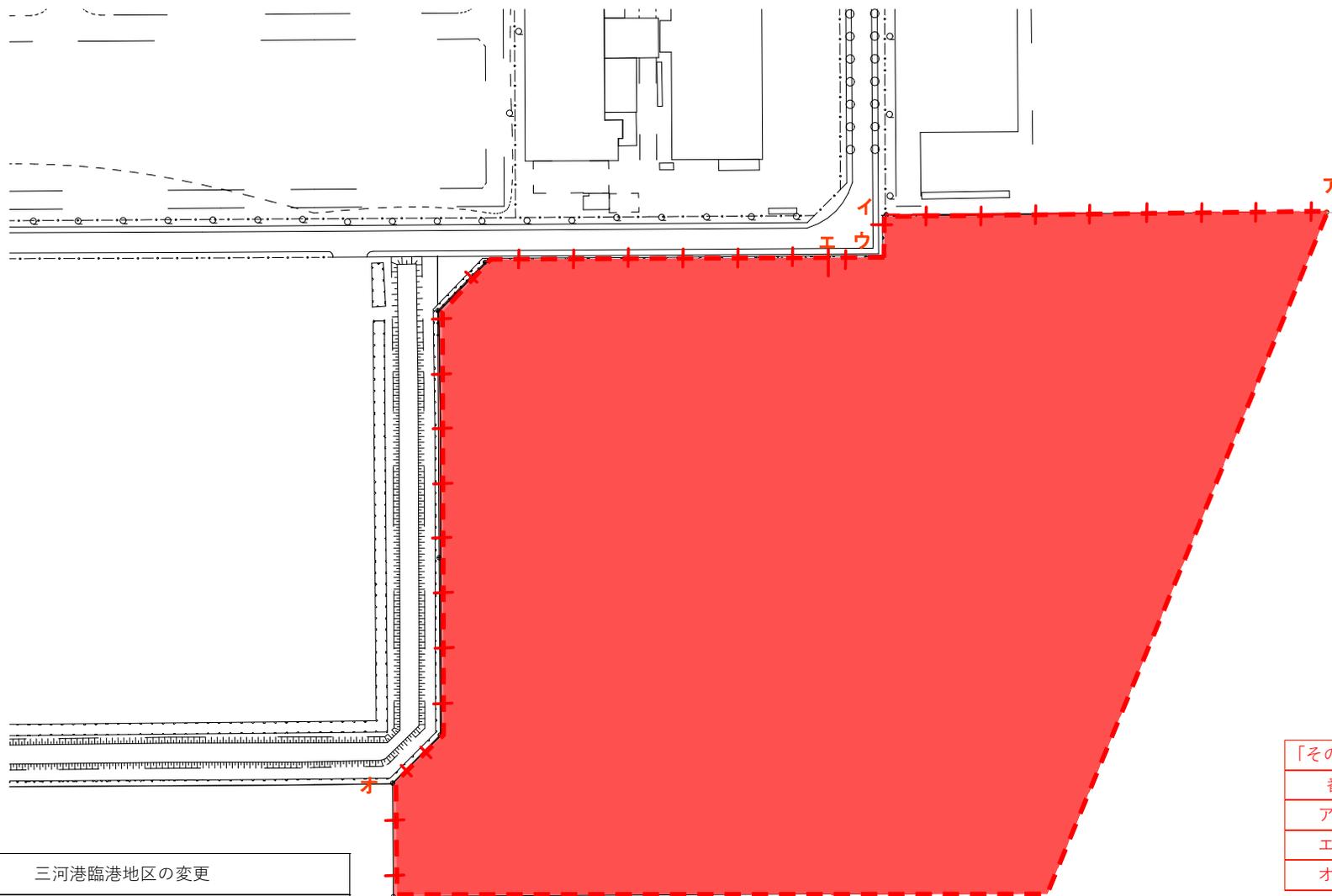
都市計画三河港臨港地区を次のように変更する。

名称	面積	備考
三河港臨港地区	約 593ha	1 分区の名称及び面積 商港区 約 302.6ha 工業港区 約 164.2ha 保安港区 約 3.0ha マリーナ港区 約 10.0ha 修景厚生港区 約 111.2ha 無分区 約 1.5ha 2 条例名 愛知県臨港地区分区内構築物規制条例 3 規制内容 別紙条例のとおり

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理 由

港湾の進展に伴い、埋立地の造成が行われ、港湾の適正かつ円滑な管理運営を図るため、臨港地区を変更するものである。



「その他の場合」の境界の注記	
番号	区域の境界
ア～エ	筆界
エ～オ	筆界（旧護岸界）
オ～カ	筆界（埋立竣功界）

三河港臨港地区の変更	
計画図	
都市計画区域名	東三河都市計画
市町村名	豊橋市
地区名	明海地区
縮尺	1/2,000 (A3)

凡 例	
	臨港地区
	字界・町界等の行政区を境界とする場合
	その他の場合

